

管轄区域に係るもの							所の管轄区域に係るもの						
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの ○ (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの ○ (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの ○ (1) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの ○ (2) (1)以外のもの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ○ ロ 中置総合事務所管轄区域に係るもの ○ ハ 西置総合事務所及び日野総合事務所管轄区域に係るもの ○</p>							<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの ○ (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの ○ (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの ○ (1) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの ○ (2) (1)以外のもの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ○ ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの ○ ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの ○</p>						<p>鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○</p>
7 略							7 略						
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの ○ (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの ○ (2) 中置総合事務所に係るもの ○ (3) 西置総合事務所及び日野総合事務所に係るもの ○</p>							<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの ○ (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの ○ (2) 倉吉地方県土整備局に係るもの ○ (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの ○</p>						<p>鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○</p>
9 略							9 略						
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの ○ (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの ○ (2) 中置総合事務所に係るもの ○ (3) 西置総合事務所及び日野総合事務所に係るもの ○</p>							<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの ○ (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの ○ (2) 倉吉地方県土整備局に係るもの ○ (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの ○</p>						<p>鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○</p>

<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が1億2千万以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億2千万未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が1,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 倉吉地方県土整備局長	○ 米子地方県土整備局長	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 倉吉地方県土整備局長	○ 米子地方県土整備局長	12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2

<p>第3項の規定による 工期又は請負代金の 額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工 事に係るもの</p> <p>a 請負対 象設計金 額が1億 円以上の工 事に係る もの</p> <p>b 請負対 象設計金 額が1億 円未満の工 事に係る もの</p> <p>(a) 営 繕費に 係る本 庁舎及 び議会 棟の工 事に係 るもの</p> <p>(b) (a)以 外のもの</p> <p>Ⅰ 鳥 取地 方県 土整 備局 及び 八頭 地方 県土 整備 局の 管轄 区域 に係 るもの</p> <p>Ⅱ 中 部総 合事 務所 の管 轄区 域に 係る もの</p> <p>Ⅲ 西 部総 合事 務所 及び 日野 総合 事務 所の 管轄</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○ 鳥取地方県土 整備局長	○ 中部総合事務 所長	○ 西部総合事務 所長	<p>第3項の規定による 工期又は請負代金の 額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工 事に係るもの</p> <p>a 請負対 象設計金 額が 6,000万 円以上の工 事に係る もの</p> <p>b 請負対 象設計金 額が 6,000万 円未満の工 事に係る もの</p> <p>(a) 特 殊な技 術を必 要とす る工事 又は営 繕費に 係る本 庁舎及 び議会 棟の工 事に係 るもの</p> <p>(b) (a)以 外のもの</p> <p>Ⅰ 鳥 取地 方県 土整 備局 及び 八頭 地方 県土 整備 局の 管轄 区域 に係 るもの</p> <p>Ⅱ 倉 吉地 方県 土整 備局 の管 轄区 域に 係る もの</p> <p>Ⅲ 米 子地 方県 土整 備局 及び 日野 総合 事務 所の</p>	○ 鳥取地方県土 整備局長	○ 倉吉地方県土 整備局長	○ 米子地方県土 整備局長												

	区域に係るもの (ロ) 設備工事に係るもの a 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの b 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (a) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (b) (a)以外のもの I 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの II 中部総合事務所及び自野総合事務所の管轄区域に係るもの III 西部総合事務所及び自野総合事務所の管轄区域に係るもの ロ 請負代金の変更	○				○	鳥取地方県土整備局長									○	鳥取地方県土整備局長	
13 略																		
14 同規則第33条第4項の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上	○																	
		○																

管轄区域に係るもの (ロ) 設備工事に係るもの a 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの b 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (a) 特殊技術を必要とする工事に係るもの (b) (a)以外のもの I 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの II 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの III 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの ロ 請負代金の変更	○				○	
13 略						
14 同規則第33条第4項の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上	○					

<p>び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 中 部総合 事務所 の管轄 区域に 係るも の</p> <p>(c) 西 部総合 事務所 及び日 野総合 事務所 の管轄 区域に 係るも の</p>					○	中部総合事務 所長													○	倉吉地方県土 整備局長		
<p>15 同規則第40条前段 の規定による工事の 内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの</p> <p>イ 建築工事に 係るもの</p> <p>(イ) 工事費 が1億円以 上かつ工事に 係るもの</p> <p>(ロ) 工事費 が1億円未 満の工事に 係るもの</p> <p>a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会議場の 工事に係 るもの</p> <p>b a以外 のもの</p> <p>(a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 中 部総合 事務所 の管轄 区域に 係るも の</p> <p>(c) 西 部総合 事務所 及び日 野</p>	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取地方県土 整備局長	
<p>び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの</p> <p>(c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの</p>					○	倉吉地方県土 整備局長														○	米子地方県土 整備局長	
<p>15 同規則第40条前段 の規定による工事の 内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの</p> <p>イ 建築工事に 係るもの</p> <p>(イ) 工事費 がも,000万 円以上の工 事に係るも の</p> <p>(ロ) 工事費 がも,000万 円未満の工 事に係るも の</p> <p>a 特殊な 技術を必 要とする 工事又は 営繕費に 係る本庁 舎及び議 会議場の 工事に係 るもの</p> <p>b a以外 のもの</p> <p>(a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの</p> <p>(c) 米 子地方 県土整 備局及</p>	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	倉吉地方県土 整備局長

<p>野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	<p>日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 倉吉地方県土整備局長	○ 米子地方県土整備局長
<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び</p>	○	○				<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする</p>	○	○			

	<p>議会議決の 工事に係 るもの</p> <p>b a以外 のもの</p> <p>(a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 中 部総合 事務所 の管轄 区域に 係るも の</p> <p>(c) 西 部総合 事務所 及び日 野総合 事務所 の管轄 区域に 係るも の</p> <p>□ 設備工事 に係るもの</p> <p>(イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の</p> <p>(ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の</p> <p>a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会議決 の工事 に係るも の</p> <p>b a以外 のもの</p> <p>(a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 中 部総合 事務所 の管轄 区域に 係るも の</p> <p>(c) 西 部総合 事務所 及び日 野総合 事務所 の管轄 区域に 係るも の</p>					<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 中部総合事務 所長</p> <p>○ 西部総合事務 所長</p> <p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 中部総合事務 所長</p> <p>○ 西部総合事務 所長</p>				<p>工事又は 営繕費に 係る本庁 舎及び議 会議決の工 事に係る もの</p> <p>b a以外 のもの</p> <p>(a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの</p> <p>(c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの</p> <p>□ 設備工事 に係るもの</p> <p>(イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の</p> <p>(ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の</p> <p>a 特殊な 技術を必 要とする 工事に係 るもの</p> <p>b a以外 のもの</p> <p>(a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの</p> <p>(b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの</p> <p>(c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p> <p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

17 同規則第1条の規定による工期の延長の承認

(一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの

(二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの

(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの

(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの

イ 建築工事に係るもの

(イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの

(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの

a 営繕に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの

b a以外のもの

(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの

(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの

ロ 設備工事に係るもの

(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの

(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの

a 営繕に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの

b a以外のもの

17 同規則第1条の規定による工期の延長の承認

(一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの

(二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの

(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの

(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの

イ 建築工事に係るもの

(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの

(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの

a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの

b a以外のもの

(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの

ロ 設備工事に係るもの

(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの

(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの

a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの

b a以外のもの

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 倉吉地方県土整備局長

○ 米子地方県土整備局長

<p>のもの (a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	鳥取地方県土整備局長	<p>のもの (a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	鳥取地方県土整備局長	○	倉吉地方県土整備局長	○	米子地方県土整備局長					
18～22 略														
<p>23 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>	○	○	鳥取地方県土整備局長	○	中部総合事務所長	○	西部総合事務所長	○	○	鳥取地方県土整備局長	○	倉吉地方県土整備局長	○	米子地方県土整備局長
24～28 略														
<p>29 同規則第50条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭</p>	○	○	鳥取地方県土整備局長	○	○	○	鳥取地方県土整備局長							
24～28 略														
<p>29 同規則第50条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭</p>	○	○	鳥取地方県土整備局長											

<p>地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中宮総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西宮総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中宮総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西宮総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>							○		○	中宮総合事務所長		○	西宮総合事務所長		○	鳥取地方県土整備局長		○	中宮総合事務所長		○	西宮総合事務所長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長
<p>30 同規則第20条第2項の規定による前金払に係る認定</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中宮総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 西宮総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>							○		○	鳥取地方県土整備局長		○	中宮総合事務所長		○	西宮総合事務所長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長						
<p>31 同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p>							○																																	
<p>地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>							○		○	倉吉地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長																		
<p>30 同規則第20条第2項の規定による前金払に係る認定</p> <p>(一) 特殊な技術を必要とする工又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>							○		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長																								
<p>31 同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上の工事に係るもの</p>							○																																	

<p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>		○				○	鳥取地方県土整備局長																	○	鳥取地方県土整備局長
<p>32 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>		○																						○	
<p>もの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術が必要とする工事に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術が必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>		○						○	鳥取地方県土整備局長																
<p>32 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認</p> <p>(一) 特殊な技術が必要とする工事に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>		○						○	鳥取地方県土整備局長																
<p>もの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術が必要とする工事に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術が必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>		○						○	鳥取地方県土整備局長																
<p>32 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認</p> <p>(一) 特殊な技術が必要とする工事に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>		○						○	鳥取地方県土整備局長																

<p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所県土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所県土整備局長</p>						<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>	
<p>33 同規則第6条第4項の規定による請負代金の部分払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>		<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>	

及び日野 総合事務 所の管轄 区域に係 るもの									備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の						
<p>34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	鳥取地方県土整備局長		○	中部総合事務所長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長	
				○	西部総合事務所長		○	鳥取地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長	○
					○	鳥取地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長
					○	鳥取地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	倉吉地方県土整備局長
					○	鳥取地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	鳥取地方県土整備局長		○	米子地方県土整備局長

るもの			に係るもの		
35 略			35 略		
36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払			36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払		
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○		(一) 請負対象設計金額がも.000万円以上の工事に係るもの	○	
(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			(二) 請負対象設計金額がも.000万円未満の工事に係るもの		
(1) 建築工事に係るもの			(1) 建築工事に係るもの		
イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの	○		イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの	○	
ロ イ以外のもの			ロ イ以外のもの		
(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長	(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長	(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	倉吉地方県土整備局長
(ハ) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長	(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	米子地方県土整備局長
(2) 設備工事に係るもの			(2) 設備工事に係るもの		
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	○		イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	○	
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの			ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの		
(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの	○		(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	○	
(ロ) (イ)以外のもの			(ロ) (イ)以外のもの		
a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長	a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	中部総合事務所長	b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○	倉吉地方県土整備局長
c 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○	西部総合事務所長	c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	米子地方県土整備局長

二十五 略									
行政 経 営 推 進 課	鳥取県職 員定数条例 (平成6年 鳥取県条例 第4号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第2条第2 項の規定による定数 の外に置くことの承 認							○
		2 同条例第2条第2 項第2号の規定によ る長期にわたる研修 で知事が定めるもの の決定							○
		3 同条例第3条の規 定による知事の事務 部局内の職員の定数 の配分							○
二 鳥取県 事務管理課 規程(平 成8年鳥取 県規則第22 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第4条第4 項の規定による課内 室長に専決させる事 項の認定							○	
	2 同規則第1条第1 項又は第2項の規定 による事務の一部の 処理を所属職員に専 決させることの承認 又は専決することと された事務に係る代 決についての承認							○	

略

税 務 課	一 地方自治法 (昭和25年 法律第226 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1～26 略							
		27 同法第700条の6 の4第1項後段の規 定による特約業者の 指定に係る意見の聴 取、同条第2項又は 第9項の規定による 特約業者の指定又は 指定の取消しの通知 及び同条第4項の規 定による特約業者の 指定の取消しの請求							○
28～34 略									

二～七 略

市
一～三 略

市 振 興 課	四 住民基本 台帳法(昭 和42年法律 第81号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 及び2 略								
		2の2 同法第30条の 37第2項の規定によ る本人確認情報の開 示及び不存在の通知							○	○ 総合事務所長
		2の3 同法第30条の 38第2項の規定によ る本人確認情報の開 示請求に対する開示 期限の延長							○	○ 総合事務所長
		2の4 同法第30条の 40の規定による開示 に係る本人確認情報 の訂正、追加又は削 除の申出に対する調 査及びその結果の通 知							○	○ 総合事務所長
3～5 略										

五～十四 略

十五 鳥取県 補給金室の 付規則に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 鳥取県市町村合併 等に関する推進の付 金に係る事務(中部 総合事務所、西部綜 合事務所及び日野綜 合事務所の所管地域 に係るものに限る。)								○ 総合事務所長
---	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

三十 略									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略

税 務 課	一 地方自治法 (昭和25年 法律第226 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1～26 略							
		27 同法第700条の6 の4第1項後段の規 定による特約業者の 指定に係る意見の聴 取、同条第2項又は 第8項の規定による 特約業者の指定又は 指定の取消しの通知 及び同条第4項の規 定による特約業者の 指定の取消しの請求							○
28～34 略									

二～七 略

市
一～三 略

市 振 興 課	四 住民基本 台帳法(昭 和42年法律 第81号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 及び2 略								
		2の2 同法第30条の 37第2項の規定によ る本人確認情報の開 示及び不存在の通知							○	○ 県民局長 日野総合事務 所長
		2の3 同法第30条の 38第2項の規定によ る本人確認情報の開 示請求に対する開示 期限の延長							○	○ 県民局長 日野総合事務 所長
		2の4 同法第30条の 40の規定による開示 に係る本人確認情報 の訂正、追加又は削 除の申出に対する調 査及びその結果の通 知							○	○ 県民局長 日野総合事務 所長
3～5 略										

五～十四 略

十五 鳥取県 補給金室の 付規則に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 鳥取県市町村合併 等に関する推進の付 金に係る事務(中部 県民局、西部県民局 及び日野総合事務 所の所管地域に係るも のに限る。)								○ 中部県民局長 西部県民局長 日野総合事務 所長
---	---	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------

	の特別措置等に関する法律第5条に規定する地方債に限る。)の起債及び起債方法等の変更の許可												
二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財産上の特別措置等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務	1 略 2 同法第7条の規定による公共的施設の総合かつ計画的な整備を促進するための助言又は調査				○								
三 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項又は第4項の規定による過疎地域自立促進方針の決定又は総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣との事前協議 2 同法第7条第1項の規定による過疎地域自立促進計画の決定及び当該計画の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への提出				○								
四 略													
五 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 鳥取県中山間地域活性化交付金、農山村ふる里活性化支援事業費補助金、鳥取県農村整備事業補助金(但し空間整備計画に定めるものに限る。)及び山村振興農村漁業対策事業費補助金に係る事務(中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の管轄区域に係るものに限る。)									○	中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長 日野総合事務所 所長		○ 中部県民局長 西部県民局長 日野総合事務所 所長
略													
一 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 福祉保健部(福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、子ども家庭課及び福祉対策課に限る。)関係の補助金及び負担金(別に定めるものに限る。)に係る事務									○	中部総合事務所 所長 日野総合事務所 所長 東部福祉保健局長 西部福祉保健局長		○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所 所長
二 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和25年鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条第1項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収(一) 療育又は養育医療の給付に要する費用に係るもの (二) 中央児童相談所長の措置に要する費用に係るもの (三) 児童相談所長(中央児童相談所長を除く。)の措置に要する費用に係るもの (四) (一)から(三)まで以外のもの				○						○ 中部総合事務所 所長 日野総合事務所 所長 東部福祉保健局長 西部福祉保健局長 福祉相談センター所長 児童相談所長 中部総合事務所 所長	○	○ 健康福祉センター所長 福祉相談センター所長 児童相談所長 健康福祉センター所長
	別措置等に関する法律第5条に規定する地方債に限る。)の起債及び起債方法等の変更の許可												
二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財産上の特別措置等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務	1 略 2 同法第7条の規定による公共的施設の総合かつ計画的な整備を促進するための助言又は調査				○								
三 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項又は第4項の規定による過疎地域自立促進方針の決定又は内閣総理大臣との事前協議 2 同法第7条第1項の規定による過疎地域自立促進計画の決定及び当該計画の内閣総理大臣への提出				○								
四 略													
五 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 鳥取県中山間地域活性化交付金、農山村ふる里活性化支援事業費補助金、田舎空間整備事業費補助金及び山形振興農村漁業対策事業費補助金に係る事務(中部総合事務所、西部県民局長又は日野総合事務所の管轄区域に係るものに限る。)										○	中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長 日野総合事務所 所長	○ 中部県民局長 西部県民局長 日野総合事務所 所長
略													
一 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 福祉保健部(福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、子ども家庭課及び福祉対策課に限る。)関係の補助金及び負担金(別に定めるものに限る。)に係る事務										○	健康福祉センター所長 日野総合事務所 所長	
二 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和25年鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条第1項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収(一) 療育又は養育医療の給付に要する費用に係るもの (二) 中央児童相談所長の措置に要する費用に係るもの (三) 児童相談所長(中央児童相談所長を除く。)の措置に要する費用に係るもの (四) (一)から(三)まで以外のもの				○						○	健康福祉センター所長 福祉相談センター所長 児童相談所長 健康福祉センター所長	○ 福祉相談センター所長 児童相談所長 健康福祉センター所長

		日野総合事務所 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長												
福祉 保健 課	一三 略													
	四 生活保護 法(昭和25 年法律第 144号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1~24 略									○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長		
		25 同法第77条第1項 の規定による被保護 者に対して扶養の義 務を履行しなければ ならない者からの保 護費の費用の徴収										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長	
		36 同法第78条の規定 による不実の申請等 により保護を受けた 者等からの保護費の 費用の徴収										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長	
		27及び28 略												
		五及び六 略												
		七 災害救助 法(昭和22 年法律第 118号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第24条第1項 の規定による救助に 関する業務への従事 命令										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長
			2 同法第25条の規定 による救助に関する 業務への協力命令										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長
			3 同法第26条第1項 の規定による病院等 の管理、土地等の使 用又は物資の生産等 を業とする者に対す る物資の保管命令若 しくは物資の取用										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長
			4 同法第27条の規定 による施設等への立 入検査の実施又は物 資を保管させた者か らの報告の徴収										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長
		5 同法第28条の規定 による公衆電気通信 設備の優先的利用又 は有線電気通信設備 若しくは無線設備の 使用の命令										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長	
	八 災害救助 法施行規則 (昭和22年 総理庁・内 務省・運輸 省・厚生省 ・大蔵省令 第1号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第4条第2項 の規定による救助の 実施に従事できない 旨の届出の受理										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部福祉保健 局長 西部福祉保健 局長	
		2 同規則第4条第3項 の規定による救助業 務従事命令の取消し										○	中野総合事務 所長 日野総合事務 所長	